

長野県高等学校文化・芸術フェスティバル 県フェスティバル開催要項

1 趣旨

長野県の高等学校（以下「高校」という。）生徒の芸術活動をより一層活性化するため、芸術文化部門の創作活動成果の発表会を開催する。

2 主催

長野県高等学校文化連盟（以下「高文連」という。）及び各専門部
長野県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）

なお、高文連及び県教育委員会は、開催市町村、開催市町村教育委員会及び指定管理者等を必要に応じて主催者とすることができるものとする。

3 後援・協賛

主催者が協議のうえ認めた教育関係団体、芸術文化団体、報道関係等とする。

4 開催時期

原則として6月から翌年3月までの間とする。

5 開催内容

高文連及び加盟する専門部により発表が認められた高校生の芸術文化活動の発表会とする。

6 開催部門

- | | | |
|------------------|----------------|-----------|
| (1) 長野県高等学校総合文化祭 | (11) 放送 | (21) ダンス |
| (2) 合唱 | (12) オーケストラ | (22) 自然科学 |
| (3) 演劇 | (13) マーチング・バトン | (23) 郷土芸能 |
| (4) 吹奏楽 | (14) ボランティア | (24) 弁論 |
| (5) ギター・マンドリン | (15) 写真 | |
| (6) 邦楽 | (16) 英語 | |
| (7) 書道 | (17) 百人一首かるた | |
| (8) 美術・工芸 | (18) 軽音楽 | |
| (9) 将棋 | (19) 新聞 | |
| (10) 囲碁 | (20) 文芸 | |

7 開催方法

- (1) 発表会は各専門部及び長野県高等学校総合文化祭開催支部が高文連及び県教育委員会と協議のうえ、企画、運営するものとする。

なお、開催責任者は各専門部の会長（高校長）及び長野県高等学校総合文化祭開催支部の支部長（高校長）とする。

- (2) 県教育委員会は開催にかかる経費の一部を負担する。
- (3) 対象経費、負担方法については別に定める。

8 開催計画書及び実施報告書

- (1) 高校県芸術フェスティバルとして開催を希望する発表会の開催責任者は、開催計画書（様式第1号）を県高文連事務局へ2部（内1部は高文連会長あて、1部は県教育委員会教育長あて）提出するものとする。
- (2) 県高文連事務局は(1)により提出された開催計画書を精査のうえ、1部を県教育委員会に提出するものとする。
- (3) 発表会の開催責任者は、発表会終了後20日以内に実施報告書(様式第2号)を県高文連事務局へ2部（内1部は高文連会長あて、1部は県教育委員会教育長あて）提出するものとする。
- (4) 県高文連事務局は(3)により提出された実施報告書を精査のうえ、1部を県教育委員会に提出するものとする。

9 その他

- (1) この要項に定めのない事項については、主催者が協議のうえ決定するものとする。
- (2) 県フェスティバル開催に向けての広報活動のためにプログラムを作成する。

附 則

- 1 この要項は、平成24年9月10日から施行する。
- 2 この要項は、平成30年2月28日から施行する。
- 3 この要項は、平成31年2月28日から施行する。

長野県高等学校文化・芸術フェスティバル

県フェスティバル実施細則

1 趣 旨

この細則は、長野県高校文化・芸術フェスティバル・県フェスティバル開催要項に基づき、県フェスティバルとして開催される発表会に対する県の経費負担に係る事項について定める。

2 負担対象経費及び負担予定額

1 部門あたり年 1 回とし、原則として別表のとおりとする。

ただし、次の場合は変更することがある。

- (1) 発表部門数が前年度に比べて変動があった場合
- (2) 発表会の内容・開催方法に特別な事情がある場合
- (3) その他、高文連の予算額を超える事態が生じた場合

3 負担方法

長野県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、長野県高等学校文化連盟（以下「高文連」という。）会長に負担金を交付する。

4 その他

- (1) 会場使用料（器具、備品使用料、冷暖房料を含む。）の負担額決定にあたっては、申請額のほかに次のア、イを参考とする。
 - ア 減免制度のある場合には、その適用後の額
 - イ 会場が前年度と同じ場合には、前年度の実績
- (2) 講師謝金について、講師が県内高校教職員である場合は、別表を適用しない。
- (3) 開催計画に変更が生じた場合は、開催責任者は直ちに開催計画書に準じた様式の変更計画を 2 部（内 1 部は高文連会長あて、1 部は県教育委員会教育長あて）県事務局に提出するものとする。県事務局はそのうちの 1 部を県教育委員会へ提出する。
- (4) ポスター、チラシ、プログラム、出品目録等を作成した場合は、高文連会長あてに 2 部提出するものとする。県事務局はそのうちの 1 部を県教育委員会へ提出する。

附 則

- 1 この細則は、平成 30 年 2 月 28 日から施行する。

(別 表)

長野県高校文化・芸術フェスティバル県フェスティバルに係る県の経費負担について

科 目	県負担対象経費	備 考
報償費	講師謝金	1 発表会あたり 30,000 円を限度とする。
旅費	講師旅費(費用弁償)	
	一般旅費	県の旅費規程による額
需用費	文房具代等消耗品費	1 発表会あたり 5,000 円を限度とする。
	ポスター印刷費 チラシ印刷費 プログラム印刷費 資料印刷費	1 発表会あたり 60,000 円を限度とする。
役務費	看板製作料 ピアノ調律費 通信費 運搬料 舞台技術料	各部門の特徴を勘案して決定する。
使用料及び 賃借料	会場・器具及び冷暖房の使用料	細則 4 (1) ア、イを参照